

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、東松山都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 東松山都市計画区域の位置等

東松山都市計画区域は都心から約 50 km圏、埼玉県中央部に位置しています。また、東松山都市計画区域に含まれる土地の区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域です。

【3・4・10 号松葉町通線】

本路線は東松山市の大字上野本を起点とし、松葉町三丁目に至る延長約 1,200m、幅員 16m の幹線街路です。

II. 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和 2 年 7 月）を定めました。同指針に基づき、未整備・事業中区間を有する都市計画道路の必要性や構造の適正さの検証を行った結果、3・4・10 号松葉町通線については区間を変更することとしました。

III. 変更理由

本路線の一部を含む和泉町地区については、土地区画整理事業の廃止にあたり作成した「和泉町まちづくりプラン（平成 25 年 3 月）」及び「和泉町地域整備計画（令和 3 年 3 月）」において「現道を生かしたまちづくり」を進めることとしています。

また、本路線は「3・3・2 号 東松山嵐山線」と「3・4・11 号 材木町通線」の接続を担っておりますが、並行する市道第 20 号線によって代替交通が確保されています。

これらを踏まえ、必要性を再検証した結果、一部区間の廃止を行うものです。

IV. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・10 号松葉町通線	約 510m (約 1,200m)	2 車線	16m	<ul style="list-style-type: none">一部区間の廃止起点の変更延長の変更

括弧内は変更前を示す。

V. 関連する都市計画

本道路の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域（東松山市決定）
- ② 道路（東松山市決定）
- ③ 土地区画整理事業（東松山市決定）
- ④ 地区計画（東松山市決定）